

伊丹市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和5年2月20日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理由

出産育児一時金の額を見直すため。

伊丹市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和5
年伊丹市条例第 号）

伊丹市国民健康保険条例（昭和34年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「408,000円」を「488,000円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の伊丹市国民健康保険条例の規定は、令和5年4月1日以後の出産に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。